

## 第6章 推進体制の整備

### (1) 町行政組織における体制の整備

本計画に基づく男女共同参画社会の実現のため、推進体制の整備に努め、目標の早期実現を図っていきます。

#### ①男女共同参画社会推進のための組織の設置及び運営

庁内に「棚倉町男女共同参画調整連絡会（仮称）」を設置するとともに、「棚倉町男女共同参画推進懇談会」を組織し、町内外から広く意見を求め、国・県に連動して条例化に向けて検討するなど男女共同参画社会づくりを推進します。

#### ②職員の意識改革の推進

本計画を円滑な運営を図るため、行政職員の意識の改革を図り、常に男女共同参画の理念を念頭におき、各種施策を展開していくことを推進します。

#### ③情報の収集と活用

男女共同参画社会の実現に向けた情報の収集や提供に努めるとともに、住民からの意見を聴取し、男女共同参画社会の形成を推進します。

#### ④計画の管理

本計画が実行性のあるものとするため、進捗状況の把握に努め、定期的に住民へ公表するなどしながら、住民の理解と協力を得て推進していきます。

### (2) 県及び民間組織との連携

平成13年1月に開館した「福島県男女共生センター」や NPO 組織、ボランティア団体、その他の組織との連携を図りながら、男女共同参画社会づくりを推進します。